

議案第48号

城陽市立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部改正  
について

城陽市立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例  
を次のように定めたいので、議会の議決を求める。

令和4年9月8日提出  
(2022年)

城陽市長 奥田敏晴

城陽市立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例

城陽市立公民館の設置及び管理等に関する条例（昭和53年城陽市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

現 行	改 正 後																																
<p>(設置)</p> <p>第2条 本市に次のとおり公民館を設置する。  <u>城陽市立北公民館</u> <u>城陽市平川広田67番地</u>  <u>城陽市立久津川公民館</u> <u>城陽市平川野原88番地</u>  <u>地1</u></p> <p>(使用料)</p> <p>第7条 公民館を使用しようとする者は、<u>別表に定める使用料</u>を納入しなければならない。</p> <p>2 市長は、次の各号の<u>二</u>に該当する<u>場合</u>、使用料を減免することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) その他市長が必要と認めた事業</p> <p>3 使用料は前納とし、<u>すでに納入された使用料</u>は返還しない。ただし、特別の事情がある場合は教育委員会規則で定めるところにより、その全部または一部を返還することができる。</p> <p><u>別表（第7条関係）</u></p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">城陽市立公民館</th> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">料金区分</th> <th style="text-align: center;">使用時間1時間あたり</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">市立</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">ホール</td> <td style="text-align: center;">基本料金</td> <td style="text-align: center;">750</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">冷暖房費</td> <td style="text-align: center;">2,050</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">北公民館</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">創作室（第1・2各室共）</td> <td style="text-align: center;">基本料金</td> <td style="text-align: center;">100</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">冷暖房費</td> <td style="text-align: center;">150</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">民立公民館</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">学習室（第1・2各室共）</td> <td style="text-align: center;">基本料金</td> <td style="text-align: center;">100</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">冷暖房費</td> <td style="text-align: center;">150</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">館</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">教養室（第1・2各室共）</td> <td style="text-align: center;">基本料金</td> <td style="text-align: center;">100</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">冷暖房費</td> <td style="text-align: center;">100</td> </tr> </tbody> </table>	城陽市立公民館	区分	料金区分	使用時間1時間あたり	市立	ホール	基本料金	750	冷暖房費	2,050	北公民館	創作室（第1・2各室共）	基本料金	100	冷暖房費	150	民立公民館	学習室（第1・2各室共）	基本料金	100	冷暖房費	150	館	教養室（第1・2各室共）	基本料金	100	冷暖房費	100	<p>(設置等)</p> <p>第2条 本市に次のとおり公民館を設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">城陽市立久津川公民館</td> <td style="text-align: center;">城陽市平川野原88番地1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(使用料)</p> <p>第7条 公民館を使用しようとする者は、<u>1時間当たり50円の使用料</u>を納入しなければならない。</p> <p>2 市長は、次の各号の<u>いずれかに該当する場合</u>には、使用料を免除することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) その他市長が必要と認めた事業に<u>使用する</u>とき。</p> <p>3 使用料は前納とし、<u>既に納入された使用料</u>は返還しない。ただし、特別の事情がある場合は、<u>教育委員会規則</u>で定めるところにより、その全部又は一部を返還することができる。</p>	名称	位置	城陽市立久津川公民館	城陽市平川野原88番地1
城陽市立公民館	区分	料金区分	使用時間1時間あたり																														
市立	ホール	基本料金	750																														
		冷暖房費	2,050																														
北公民館	創作室（第1・2各室共）	基本料金	100																														
		冷暖房費	150																														
民立公民館	学習室（第1・2各室共）	基本料金	100																														
		冷暖房費	150																														
館	教養室（第1・2各室共）	基本料金	100																														
		冷暖房費	100																														
名称	位置																																
城陽市立久津川公民館	城陽市平川野原88番地1																																

城陽市立久津川公民館	基本料金	50
------------	------	----

備考

- 1 城陽市立北公民館を市外団体が使用する  
場合の基本料金は、5割増しとする。
- 2 創作室を料理実習の目的に使用する場  
合の基本料金は、創作室の使用時間1時間当  
たりの基本料金に100円を加算した額と  
する。

附 則

この条例は、令和5年（2023年）4月1日から施行する。

## 提案理由

北部地域全体の公共施設の在り方について検討を行った結果、城陽市立北公民館を廃止したいので、社会教育法（昭和24年法律第207号）第24条の規定に基づいて、本案を提案するものである。

## 参照条文

社会教育法（抜粋）

（公民館の設置）

第24条 市町村が公民館を設置しようとするときは、条例で、公民館の設置及び管理に関する事項を定めなければならない。

## 参考資料

### 城陽市立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部改正 条例要綱

#### 1 改正理由

北部地域全体の公共施設の在り方について検討を行った結果、城陽市立北公民館を廃止したいので、所要の改正を行うもの。

#### 2 改正の内容

(1) 所要の改正を行うもの。

ア 城陽市立北公民館に関する規定を削除し、表現を整理する（第2条）。

イ 城陽市立北公民館に関する規定を削除し、文言を整理する（第7条、別表（第7条関係））。

#### 3 施行期日

令和5年（2023年）4月1日